

Hanaspoスポーツ教室 入会契約約款

Hanaspoスポーツ教室における指導に関する契約は、この約款の定めに従います。

第1条（契約の成立）

- (1) Hanaspo スポーツ教室における指導に関する契約は、入会する児童（以下、「入会生徒」といいます）の保護者（以下、「生徒保護者」といいます）がその当事者となります。保護者とは、入会生徒の法定代理人その他の親族あるいはその他の関係者であって、この契約に基づいて入会生徒を適法に入会させることができる関係にある者をいいます。
- (2) 生徒保護者が、株式会社 Hanaspo（以下、「Hanaspo」といいます）の入会フォームにおいて、この約款・要項（体験授業時に配付）ならびに Hanaspoスポーツ教室会員規約（以下、これらを総称して、「スポーツ教室約款等」といいます）を承認のうえ所定の入会申し込み手続きを完了し、Hanaspo が当該入会生徒の入会を承認したときは、Hanaspo との間に、その申し込み内容およびスポーツ教室約款等にしがった契約（以下、「本件契約」といいます）が成立します。
- (3) 本件契約は、入会生徒 1 名ごとに成立するものとします。

第2条（役務の提供および対価の支払）

- (1) Hanaspo は、本件契約に基づき、入会生徒に対し、本件契約において生徒保護者が選択したコース・カリキュラムにしたがった所定の指導を提供します。
- (2) 生徒保護者は、本件契約に従って、所定の費用・料金等を、所定の方法により所定の期日までに支払います。

第3条（指導）

- (1) 指導は、所定の場所で所定の指導時間内に一斉指導形式により提供します。
- (2) 野外体験、その他特別のカリキュラムについては、別途必要な事項を定めます。
- (3) 本件契約に基づく指導の結果、入会生徒あるいは生徒保護者が企図する成果が挙がることについて、Hanaspo は一切保証しません。

第4条（契約期間・自動更新）

本件契約の期間は、原則として 1 か月間を単位とします。ただし、Hanaspo が提供するコースの対象学年を修了するか、生徒保護者あるいは Hanaspo から期間満了の月の前月末日までに、Hanaspo 所定の申請方法により契約を更新しない旨の申し出がない限り、本件契約はさらに 1 か月単位で自動的に更新し、以後も同様とします。

第5条（解除）

- (1) 入会生徒または生徒保護者が以下のいずれかに該当するときは、Hanaspo は、本件契約を将来に向かって直ちに解除することができます。
 - 1) スポーツ教室約款等の定め違反し、Hanaspo の求めにもかかわらず是正されないとき
 - 2) 月会費その他支払うべき金銭を 3 か月以上滞納したとき
 - 3) 虚偽の情報を登録したことが確認されたとき
 - 4) Hanaspo の円滑な業務運営あるいは他の入会生徒の適正な活動を妨げる行為をし、Hanaspo の求めにもかかわらず是正されないとき
 - 5) Hanaspo、その従業員、他の入会生徒または生徒保護者を誹謗中傷し、あるいはその信用や名誉を害する行為をしたとき
 - 6) 教室内で、あるいは教室関係者や他の生徒・その関係者に対して物品等の販売・宣伝行為を行い、Hanaspo の求めにもかかわらず是正しないとき
 - 7) 教室内で政治的あるいは宗教的活動をし、あるいはそれらに関わる団体への勧誘行為をしたとき
 - 8) 生徒保護者またはその親族が、暴力団員、暴力団関係者またはその他反社会的勢力に所属しているとき、または所属している旨を表明したとき
 - 9) その他、これらに準ずる重大な事由があり、契約を継続することが困難と認められるとき
- (2) 本条に基づく契約の解除は、Hanaspo による損害賠償請求を妨げません。

第6条（契約終了の場合の料金等の処理）

事由のいかんを問わず、本件契約が終了した場合、支払済みの入会登録料、月会費、年間教材費その他の受領済みの料金・費用は、返金しません。

第7条（スポーツ教室約款等の変更）

- (1) Hanaspo は、必要に応じて適宜スポーツ教室約款等を変更することがあります。その場合、適宜お知らせしますので、必ず変更後の内容をご確認のうえ、これに同意するか不同意かの確認手続きを行ってください。なお、Hanaspoが指定した日までにこの確認が行われない場合には、同意されたものとみなします。
- (2) スポーツ教室約款等の変更に不同意とされた場合には、契約を更新しない旨の意思表示がされたものとみなします。したがって、本件契約は、お知らせした月の末日で終了します。

第8条（個人情報保護）

Hanaspo は、本件契約にかかわって取得した個人情報を、別途定めるプライバシーポリシーにしたがって適切に管理します。

第9条（知的財産権）

- (1) Hanaspoが配付する教材、資料あるいはHanaspoでの指導の内容その他にかかわる一切の権利は、Hanaspoに帰属します。生徒および保護者は、これを、当該生徒のスポーツ学習にのみ使用することができ、それ以外には一切使用してはなりません。とりわけ、以下の行為は禁止されます。
 - 1) 教材、その他の資料の複写・譲渡・貸与・編集・翻案等
 - 2) 授業の写真撮影・録画・録音等
 - 3) Hanaspoスポーツ教室の授業方法「花まるメソッド」を使用して、独自に教室等を開設すること
 - 4) 教材等に付した「Hanaspo」「花まる学習会」「Hanaspoスポーツ教室」その他の標章を毀損すること
- (2) 前項の定めに違反した者は、その結果 Hanaspoに生じた一切の損害（適正な弁護士費用を含む）を直ちに賠償します。なお、損害賠償の請求にあたり、Hanaspo は、その違反者が違反行為によって得た収入金額（経費その他を控除する以前の収入額そのものをいいます）をその損害額とみなすことができ、違反者は、Hanaspo の求めに従って、その収入額を裏付ける資料をHanaspoに交付しなければなりません。

第10条（協議・管轄・残存条項）

- (1) 本契約の定めにかかわる疑義および定めのない事項については、Hanaspo と生徒保護者とが相協力して誠意をもって協議検討し、迅速・円満な解決をはかります。
- (2) 本件契約にかかわる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
- (3) 本件契約終了後も、第8条、第9条および本条の定めはその効力を保持します。

附則

1. 本約款は、2026年8月1日より施行する。
2. 「第4条（契約期間・自動更新）」に定める申し出の期限については2026年9月以降の自動更新手続きから適用するものとし、2026年8月をもって契約を更新しない旨の申し出の期限は、同年8月10日とする。



1.この規約は、入会契約約款（以下、「約款」といいます）とともに、入会生徒や生徒保護者（以下、総称する場合、「生徒・保護者」といいます）の権利義務を定める大切なルールです。このルールを承認し、これを守る者のみが、Hanaspo スポーツ教室に入会を認められます。必ずよく読んで、理解したうえで、入会を希望する場合にのみこれに同意してください。

2.約款または、規約の改定が行われた場合には、速やかにお知らせします。

(1)入会手続きと生徒ID・パスワード

入会の手続きは、Hanaspo が指定する入会フォーム上で行っていただきます。生徒 ID およびパスワードは、当教室在籍中各種サービスを利用される場合に使用します。

(2)自動振替口座の登録と諸費用の納入方法

Hanaspo スポーツ教室では、入会登録料・月会費等すべてのお支払いを金融機関の指定口座からの自動振替により行っていただきます。なお、自動振替以外の方法でお支払いになることもできますが、その場合、振込手数料その他支払いに伴う費用はすべてご負担いただくことになります。また、別途事務処理手数料 300 円(税込 330 円)をお支払いいただきます。なお、振替日は当該月の前月 27 日です（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）。振替ができなかった場合は、翌月に再度請求いたします。請求内容の明細は、会員用マイページおよび一斉配信メールにてご確認ください。

(3)緊急時の連絡方法

災害の発生、天候不順等による授業開催の可否等緊急を要する連絡は、登録いただいた携帯電話のメールアドレス宛に電子メールにてお送りいたします。

(4)授業料

毎月の授業料（月謝）としては、年間の授業料を 12 か月で均等割した金額をいただいております。月により授業回数が異なる場合がありますが、授業料は均一料金となります。ただし、入会月の初回受講日以前に、既に当該月における当該教室の授業が行われている場合、受講回数により授業料を減額する場合があります。

(5)入会登録料・授業料の割引

入会登録料は、受講される本人が花まるグループに在籍されている場合、半額になります。また、新規に入会される方につきましては、ごきょうだいが入会されている場合は半額、2 人同時に入会される場合は上のお子様分が半額になります。

授業料の割引には、きょうだい割引と併用割引があります。きょうだい割引は当該月にごきょうだいで在籍されている場合に、併用割引は 1 人のお子様が当該月に花まるグループ内の複数のコースを受講されている場合に適用されます。自動振替の金融機関口座が同一であることが必要で、当該月の授業料が発生している場合のみ対象となります。休会の場合には適用されません。また、特別講座は対象となりません。きょうだい割引では、ごきょうだい 2 人の場合は 500 円（税込 550 円）ずつ、3 人の場合は 1,000 円（税込 1,100 円）ずつ、4 人の場合は 1,500 円（税込 1,650 円）ずつをそれぞれの授業料から均等に割引いたします。併用割引では、各コースの授業料から一律 500 円（税込 550 円）を割引いたします。

(6)教材費・その他の費用

当該年度のスポーツ安全保険料相当額や、使用する教材の費用及び施設使用料等、別途当教室が定める金額をお支払いいただきます。

(7)諸費用の未納

月会費等の諸費用に未納があった場合、除籍となる場合があります。未納の費用がある場合には、当教室が企画・運営する野外体験イベント等の各種サービス（有料のもの）に参加できません。

(8)退会（契約不更新）手続き

退会（契約不更新）を希望される月の前月末日までに、教室担当にお申しつけください。

申請が所定の期日に遅れた場合、翌月末日までの在籍となり翌月分の授業料を申し受けることがありますので、必ず所定の期日をお守りください。

例：7月末日で退会（契約不更新）→6月末日までに申請

(9)退会（契約不更新）に伴う諸費用の取扱い

入会登録料は、入会に際しての事務処理等の諸費用として充当されるため、理由の如何を問わず返金いたしません。また、年度途中で退会された場合、当該年度の保険料等も返金いたしません。

(10)休会および復会

休会を希望される月の前々月末日までに、教室担当にお申しつけください。連続休会は原則として3か月間以内とします。休会が3か月を越える場合、退会となることがありますのでご注意ください。適切な事務処理を行うため、期日は必ずお守りください。

休会期間中は月会費をいただきません。休会期間の満了に伴い、自動的に教室に復帰（復会）となり、授業料等諸費用の振替が再開されます。

例：6月当初から休会→4月末日までに申請

(11)教室の移動

1)Hanaspo内の教室移動

教室移動を希望される場合は、お通りの教室の教室長にお申しつけください。移動希望先教室の当該学年に空き枠がある場合のみ移動可能となります。

なお、1か月のみの教室移動はご遠慮いただいております。

2)Hanaspoスポーツ教室から花まるグループ各種講座への転入

Hanaspo スポーツ教室から花まるグループ各種講座に転入を希望される場合は、お通りの教室の教室長にご相談ください。希望先教室の当該学年に空き枠がある場合のみ移動可能となります。

(12)授業日

授業日については、Hanaspo が定めた年間スケジュールをご参照ください。天候や施設の都合により、定められた授業日、時間等を変更または中止することがあります。

ただし、年間の最低授業回数を下回る場合は、別途振替授業を行います。

(13)授業欠席時の教材および配付物

欠席された授業で配付された教材やおたより等のうち、早急にお届けすべきと判断されたものに関しましては、教室にお越しいただいた上で直接お渡しするか、もしくは送料着払いで送付いたします。

(14)お通いの際の注意

徒歩、自家用車での送迎、電車およびバス等の安全で適切な手段を利用してお通いください。

自転車でお通いの際は、各自の責任の下、適正な所定の場所に留め置き、地域の住民および近隣の会社・商店等に迷惑をかけないようにしてください。

当教室では、原則として駐輪場および駐車場は用意しておりません。自家用車で送迎される際も必ず施設付帯の駐車場および近くのコインパーキング等をご利用ください。

送迎時における駐停車等のトラブルにつきましては、当教室では責任を負いかねますのでご承知おきください。

(15)所持品

貴重品は教室に持ち込まないでください。盗難・紛失等につきましては、当教室では一切責任を負いません。また、教室に関係のないゲーム類・お菓子等や、他の会員に影響を与え、危険を及ぼすおそれのあるものを持ち込むことは禁止します。

(16)不適切な所持品の一時預かり

前項に反して禁止されているものを持ち込んだあるいは使用した場合、当該所持品を一時的に教室で預かることがあります。返却する際は、保護者の方に教室にお越しいただき、直接保護者の方にお渡しします。

(17)落書きおよび器物破損

施設設備や備品等への落書きは禁止します。また、悪質な落書きおよび器物破損、施設の使用に不都合を生じさせる行為に関しては、弁償していただく場合があります。

(18)出席停止等

インフルエンザ等の感染性の疾病に罹患した場合や、感染が疑われる、あるいは医療機関等から指示があった場合は、感染の拡大を防止するため、授業への参加をご遠慮いただきます。医療機関等から治癒証明書が発行された場合、または医師が参加可能と判断した場合は、授業にご参加いただけます。また、お通いの学校等で、学級閉鎖等の出席停止措置が採られた場合には、当該措置が解除されるまで授業への参加をご遠慮いただきます。

(19)除籍

適切な教育環境を維持し、教育の公平化を図るため、約款第5条に基づき入会契約が解除された場合は、会員はその資格を失い、除籍となります。除籍となった場合、当教室に再入会することはできません。

附則

1. 本規約は、2026年8月1日より施行する。
2. 「(2) 自動振替口座の登録と諸費用の納入方法」については、2026年10月分の授業料（同年9月27日引落分）から適用するものとし、2026年9月分の授業料については、従前の規約に基づき同年9月14日に引落を行う。
3. 「(8) 退会（契約不更新）手続き」に定める申請期限は、2026年9月以降の退会手続きから適用するものとし、2026年8月末日をもって退会する場合の申請期限は、同年8月10日とする。
4. 「(10) 休会および復会」に定める休会の申請期限は、2026年10月以降の休会手続きから適用するものとし、2026年9月の休会に係る申請期限は、同年8月10日とする。